

聖籠町職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 3 日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第 3 号

聖籠町職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町職員の住居手当に関する規則（昭和 50 年聖籠町規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 条を加える。

（平成 28 年改正条例附則第 4 項の規定が適用される間の読替え）

第 11 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条第 2 号中「条例第 9 条第 1 項」とあるのは、「聖籠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 28 年聖籠町条例第 19 号）附則第 4 項の規定により読み替えられた条例第 9 条第 1 項」とする。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。